

# 島根県過疎地域対策協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、島根県過疎地域対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(組 織)

第2条 この協議会は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された市町村及び同法附則第5条第1項前段に規定された市町村（以下「会員」という。）をもって組織する。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協議会は、会員相互間及び島根県並びに全国過疎地域自立促進連盟と緊密に連絡・調整を図りながら、本県過疎地域の自立を促進するうえで、必要と認められる施策等の確立及び調査研究等の諸活動を具体的に実践することにより、もって会員市町村が実施する過疎対策を支援・援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 過疎地域の自立促進に関する制度の確立及び事業推進のための財源確保
- (2) 過疎地域に関する調査研究、情報の交換及び研修
- (3) 島根県、全国過疎地域自立促進連盟及びその他の関係機関との連絡・調整
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事業

## 第3章 役 員

(役 員)

第5条 協議会に会長1名、副会長若干名、監事2名をおく。

2 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 議

### (会議の運営)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

3 役員会は、会長及び副会長をもって構成する。

4 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

6 会議は、過半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、当該市町村の副市町村長等又は他の会員（役員会にあっては当該市町村の副市町村長に限る。）に委任することができる。この場合において、出席したものとみなす。

7 会長は、軽易な事項又は総会を開催する暇が無い場合については、文書をもって表決を求め、総会に代えることができる。

8 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第9条 協議会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問は、会長が総会の承認を経てこれを推薦する。

3 参与は、県の過疎対策関係事務を所掌する者又は学識経験者のうちから、役員会の承認を経てこれを嘱託する。

## 第6章 委員会及び研究会

### (委員会)

第10条 協議会に、過疎地域自立促進市町村計画の円滑な推進等を図るため委員会を設置する。

2 委員会の委員は、協議会役員をもってあてる。

### (研究会)

第11条 協議会に、特別の事項についての調査、研究及び企画のため、会長が必要と認めるときは研究会をおくことができる。

2 研究会の委員は、会長が委嘱する。

## 第7章 事 務 所

### (事 務 所)

第12条 協議会の所掌事務の遂行に必要な事務を処理するため協議会に、事務局をおく。

2 協議会の事務局は、島根県町村会事務局内におく。

## 第8章 会 計

(経費の支弁等)

第13条 協議会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁する。

2 会費の賦課基準は、別に定める。

(歳入歳出予算)

第14条 協議会の歳入歳出予算は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の予算は、総会の議決を経て補正することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第15条 協議会の決算は、会計年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第9章 補 則

(委 任)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を経て会長が別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和44年11月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年5月12日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成2年6月5日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年6月16日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成12年6月12日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月30日から施行する。

市町村合併により役員に欠員が生じた場合には、平成17年6月16日までの間、第5条の規定の取扱については、次のとおりとする。

(1) 会長又は副会長に欠員が生じた場合には、理事の中から会長又は副会長を選出するものとする。

- (2) 監事に欠員が生じた場合には、監事を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村において、監事を選出するものとする。
- (3) 理事に欠員が生じた場合には、理事を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村が属する、理事選出ブロックにおいて理事を選出をするものとする。ただし、会長又は副会長となった場合には、その理事選出ブロックの理事は欠員とする。
- (4) 前3項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規約施行後、市町村合併により役員に欠員が生じた場合には、平成18年6月16日までの間、第5条の規定の取扱については、次のとおりとする。
  - (1) 会長に欠員が生じた場合には、会長を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村において、副会長を選出するものとし、会長は副会長の互選により選出するものとする。
  - (2) 副会長及び監事に欠員が生じた場合には、副会長及び監事を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村において、副会長及び監事を選出するものとする。
  - (3) 前2項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。